

中之条町同窓会応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郷土愛の醸成、定住人口並びに関係人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、町内で開催される同窓会等に要する経費の一部について、予算の範囲内で中之条町同窓会応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 町内の小学校及び中学校をいう。ただし、廃校となった学校を含む。
- (2) 同窓会 同一の学校等の卒業生で構成される団体が行う親睦会をいう。
- (3) 同級会 同一の学校等の卒業生で、同学年又は同じクラスを単位とする団体が行う親睦会をいう。
- (4) 同窓会等 町内の学校等を卒業した者を対象に開催される同窓会及び同級会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、同窓会等の主催者とする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付の該当となる同窓会等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 町内の飲食店、宿泊施設等で開催されるものであること。
- (2) 原則、出席者が20名以上であること。
- (3) 出席者は、同窓会等を開催する日の属する年度の3月31日において、20歳以上61歳以下の者であること。ただし、恩師などの招待者（以下「来賓等」という。）は除くものとする。
- (4) 同窓会等の出席者に対して、町が提供するパンフレット等の配布及び周知など、シティプロモーションに協力すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、来賓等を除く出席者の数に2,000円を乗じて得た額の合計額とし、60,000円を限度とする。

2 同一の同窓会等への補助金の交付は、年度内1回を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 同窓会等の開催案内に係る経費
- (2) 同窓会等の会場代及び飲食等に要する経費

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする同窓会等の主催者（以下「申請者」という。）は、開催日の翌日から起算して90日以内に中之条町同窓会応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に規定する添付資料を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 出席者名簿（氏名、住所、生年月日及び年齢を含むこと。）
- (2) 収支決算書
- (3) 集合写真等
- (4) 対象経費に係る領収書の写し
- (5) 案内状の写し
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、中之条町同窓会応援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による交付額の確定後、中之条町同窓会応援事業補助金請求書（様式第3号）に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 町長は、第8条の規定による交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 関係法令並びにこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

(4) その他町長が補助することが不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(オンライン申請)

第12条 この要綱の規定による書類の提出は、町長が認めた電気通信技術を用いた方法により行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(中之条町同窓会支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 中之条町同窓会支援事業補助金交付要綱は、廃止する。